

[事案 21-30] 年金支払請求

- ・平成 21 年 6 月 24 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 3 月 23 日 裁定終了

< 事案の概要 >

財形年金積立保険に加入した際に契約内容に錯誤があったので、契約無効とし既払込保険料を返還して欲しいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成元年 8 月、営業職員 A（既に死亡）の勧誘により、職場を通じて財形年金貯蓄に加入、同 17 年 10 月に積立期間（給与引去り）が満了し、同 19 年 11 月より年金受取りを開始した。年金受取開始後に終身年金となっていることが判り、確定年金への変更を申し出たが、受取開始後の年金種類の変更は出来ないと言われた。

保険契約締結時などにおいて、下記のとおり営業職員の説明不足等により錯誤があったので、同保険を無効として満期まで積み立てた金額（既払込保険料）を返還して欲しい。

- (1) 本件契約は、最初から貯蓄という説明で、契約時に「保険契約」であるとの説明はなく、天引き貯金と信じた。
- (2) 財形年金貯蓄申込書の記載内容には自分以外の者、当該保険会社の営業担当者が記載した部分（「終身」に○を付けたのは営業職員 A である）があり、「終身年金」とは知らず、本件契約には瑕疵があった。
- (3) 積立期間満了時（平成 17 年）においても、営業職員 B の「（年金は）10 年払い」等の虚偽説明により、「終身年金」から「確定年金」に変更する機会を喪失してしまった。
- (4) 一定時期を過ぎると「生涯解約出来ない」、またその内容が「元金保証がない」ものであるなら、それはハイリスク契約であり、期限切れに関する説明はチェックシートを活用し丁寧に 1 項目ごとに行うべきである。

< 保険会社の主張 >

以下の点から、錯誤があったという主張は認められず、申立人の請求に応じることは出来ない。

- (1) 加入申込書は、財形年金専用申込書であり、財形年金貯蓄申込書と記載されており、他の財形種類や保険種類とは区別されているうえ、申立人の署名、押印があり、契約は有効に成立している。
- (2) 契約後も申立人に対して毎年 2 回内容のお知らせを送付しており、終身年金として予想年金額なども記載している。
- (3) 年金開始前の平成 19 年 9 月に、「財形年金お支払いのご案内」、「支払請求書」を申立人に送付しているが、ご案内には年金種類、年金額が明記されている。支払請求書には申立人の署名押印があり、年金支払いについての必要事項が記入され当社に返送され、請求に基づいて既に平成 19 年 11 月から 2 年間年金を支払っている。
- (4) 終身年金には 10 年の保証期間を設けてこの 10 年間に死亡した場合、遺族に支払われるが、申立人はこの 10 年間のみを比較し、年金受取額が累計保険料を下回ると主張しているが、一生涯の年金であるから 10 年間のみを比較するのは偏った理解であり、ハイリスク商品であると主張する根拠にならない。
- (5) 平成 17 年 8 月に、『財形年金保険料お払い込み満了に伴うお手続きのご案内』を契約者（申立人）に直送し、そこには、契約内容や変更後の年金金額等が記載され、受取方法変更についての説明も記載されている。なお、同ご案内の送付の際には、『非課税適用確認申告書』を同封している。申立人はご案内を受け取っていないと主張しているが、同封した『非課税適用確認申告書』は当社に返送されており、その主張は矛盾し、同ご案内を受け取っておらず変

更できなかつたという主張は納得できない。また、『非課税適用確認申告書』の「終身」に○を記載したことにより、終身受取方法となつたのではなく、契約時から「終身」を選択していたのであり、ここに誤つて職員が記入し、変更機会を喪失したということは誤解である。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人、保険会社から提出された書類および申立人の事情聴取等の内容にもとづいて審理した結果、下記のような事実関係を総合考慮すると、申立人が主張する錯誤の存在はいずれも認めることはできず、また、仮に本当にそのような錯誤が存在し、それが要素の錯誤に当たるとしても、申立人には重大な過失があると言わざるを得ないから、申立人から無効を主張することはできず（民法 95 条但し書）、請求申立ては認めることが出来ないので、生命保険相談所規程第 44 条により、裁定書にその理由を明らかにして裁定手続きを終了した。

- (1) 申立人が署名捺印した申込書には、冒頭に大きな字で「財形年金貯蓄申込書（年金財形）」と記載されており、少なくとも商品が「年金」として受け取るものであることは容易に分かる。
- (2) そもそも本件は当該保険会社の募集人から勧誘を受け加入しており、少なくとも申し込んだ財形年金貯蓄が当該保険会社の「積立保険」であることは容易に分かるはずであり、申込書の取扱金融機関欄に書かれた当該保険会社名の筆跡が自己の筆跡であるかどうかは特に問題とならない。
- (3) 申立人は、契約時にはパンフレット等を受け取っていないと述べるが、募集人が勧誘の際に、パンフレット等の書類を使用せずに説明をすることは困難であつて、パンフレット等の書類は契約時に申立人に交付されていたと推認される。
- (4) 申立人は、積立期間の末日経過後の平成 17 年 10 月に、「財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書」と「財産形成年金貯蓄の年金額に関する申告書」を作成提出しているが、同書面の記載によつても、加入した財形年金貯蓄が相手方会社の「生命保険」であり、年金支払期間については 10 年保証の終身年金を選択していたことが分かる。なお、上記書類は、同年 8 月 9 日付「財形年金保険料お払込満了に伴うお手続きのご案内」に同封されていたことが推認できるが、同案内には、受取方法の変更は積立期間の末日まで可能であること、積立が終了すると変更の手続きができなくなることが明記されている。申立人は、上記申告書を提出しながら、同案内は受け取っていないと言うが、直ちに信用することはできない。

(参考) 民法 95 条 (錯誤)

第 95 条 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があつたときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があつたときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。